

第7回熊本市・城南町合併協議会会議録

日 時 平成21年5月22日（金）午後3時00分～

会 場 KKRホテル熊本 「有明・不知火」

開会時間 15時00分

終了時間 16時40分

○ 出席委員等（26名）

会 長 幸 山 政 史

副会長 八 幡 紀 雄

委 員 西 島 喜 義 舩 田 紘 一 竹 原 孝 昭

江 藤 正 行 上 村 恵 一 戸 内 敏

大 畷 澄 雄 前 田 勝 村 田 政 時

植 村 米 子 松 村 造酒夫 森 日 出 輝

永 島 賢 治 栄 田 眞 一 山 下 孝 司

中 島 健 士 村 上 征 吾 石 坂 敏 明

中 山 亘 中 沢 洋 子 松 岡 鶴 男

岩 下 盛 起 楢木野 史 貴 檜 山 隆 昭

○ 欠席委員等（2名）

濱 崎 哲 彌 東 家 武 子

○ 幹 事 （4名）

寺 本 敬 司 續 幸 弘

光 永 雅 博 寺 本 義 勝

第7回熊本市・城南町合併協議会次第

日 時：平成21年5月22日（金）午後3時00分～
場 所：KKRホテル熊本 「有明・不知火」

1 開 会

2 会長挨拶 幸山政史 熊本市長

3 委員自己紹介

4 議 事

〔報 告〕

議員専門部会からの報告

〔議 案〕

議案第10号 平成20年度熊本市・城南町合併協議会歳入歳出
決算報告及び監査報告について

〔協 議〕

(1) 前回提案分

- 協議第 2号 合併の期日について（その2）
- 協議第 5号 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて（その2）
- 協議第11号 合併市町村基本計画について
- 協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第13号 使用料・手数料の取扱いについて
- 協議第14号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第15号 補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第16号 総務関係事業について（その2）
- 協議第18号 市民生活関係事業について（その3）
- 協議第19号 健康福祉関係事業について（その2）
- 協議第20号 子ども未来関係事業について（その3）
- 協議第21号 環境保全関係事業について（その2）
- 協議第22号 経済振興関係事業について（その2）

5 その 他

6 閉 会 八幡紀雄 城南町長

司会

それでは、定刻になりましたので、第7回熊本市・城南町合併協議会を始めさせていただきます。委員の皆様方にはご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ここで、本日配布いたしております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会次第」、「席次表及び出席者名簿」、冊子で「協議会資料」、「新市基本計画（案）城南地域」と書いてあるものです。「参考資料」以上5種類の資料を配布いたしておりますので不備等がございましたらお申し出ください。ありがとうございます。それでは、お手元に配布いたしております会次第に従いまして、進めてまいりたいと思います。

それでは、本協議会会長の幸山熊本市長からご挨拶お願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。それでは、第7回目を数えることになりましたが、合併協議会の開催にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。本日も何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日はございますけれども、前回提案いたしました「合併の期日」「一部事務組合等の取扱い」合併後の10年間の新市の指針ともなります「合併市町村基本計画」などにつきましてご審議をお願いするということになっておりますけれども、特に「合併市町村基本計画」の策定にあたりましては、住民皆様からのパブリックコメント等を反映させました形で作成をいたしたところでございまして、今回の16項目をご了承いただくということになりますと、協議が終了するということになります。これまでに当協議会も今回を含めまして7回開催をさせていただきます、委員の皆様方には、26項目、128の事務事業につきましてご審議をお願いしたことになりまして、それぞれ一つ一つが両市町におきましての制度の比較や違いについて、合併後の方向性をお示しすることができるものと考えている次第であります。今回の各項目につきましては、両市町にとりまして、特に重要な項目であると考えておりまして、議員の皆様や住民の皆様にも直接関わりのあることでもございますので、どうぞ委員の皆様におかれましては、これまで以上に忌憚のないご意見やご質問をいただければ大変幸いに感じるところでございます。委員の皆様もご案内のとおり、この合併協議会は、昨年10月に設置させていただきました。8ヶ月間にわたり、協議を重ねてまいったところではございますが、その間、ホームページによる開催状況のお知らせでございますとか、あるいは「合併協議会だより」という形で全戸配布等もさせていただきましたが、それぞれこの協議会での内容につきまして住民の皆様に対し報告を行ってきたところでございます。そうした中で今後両市町におきましては、住民説明会の開催が予定されておりまして、本市におきましては、昨日から第1回目を始めさせていただきますところではございますが、そうした更なる説明の中でより正確な協議内容と合併に対するご理解というものが深められていくのではないかと確信をいたしております。

ます。

いよいよ合併に向けました協議も最終段階を迎えまして、両市町にとりまして、合併による新たなまちづくりが可能となり、そして政令指定都市を目指していくうえにおきましても、この合併が重要な鍵を握っているのはご案内のとおりでございます。

今後も各委員のご意見等を賜りながら無事合併が成就できますように何卒よろしく願いを申し上げまして冒頭にあたりましてのご挨拶にかえさせていただきます。どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。

司会

続きまして、次第3「委員自己紹介」でございます。お名前をお呼びいたしますので、ご起立のうえ、一言、お言葉をお願いしたいと思います。

空席となっております城南町工業振興連絡協議会から新たに石坂敏明様が委員となりましたのでご紹介させていただきます。石坂様よろしく願いいたします。

石坂委員

ご紹介いただきました、城南町工業振興連絡協議会の石坂でございます。前緒方委員の後任という形で今日の会議に出席をさせていただいております。城南町、それから熊本市、両市町の今後の発展に少しながらも寄与できるようにという気持ちで今日参りました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

ありがとうございました。

本日は、熊本市の寺崎副市長にも出席をさせていただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

寺崎副市長

よろしくお願いいたします。

司会

それでは、これより次第4「議事」に入らせていただきます。会議の進行につきまして、協議会規約第10条第2項により、「会議の議長は会長をもって充てる」ということになっておりますので、これより先の進行を幸山会長にお願いいたします。

会長

それでは、いつものように規約に従いまして、議長を務めさせていただきます。どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは早速ではございますが、「委員の出席数について」でございますが、本日は熊本

市側の濱崎委員さん、それから城南町側の東家委員さんお二方から欠席との連絡を受けているところでございますが、協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことを、まずはここにご報告を申し上げます。

次に、会議録署名委員の指名を行いたいと存じます。会議録署名委員の指名につきましては、合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定によりまして、指名は議長が行うこととなっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。本日は、熊本市側から村田委員をお願いしたいと存じます。そして、城南町側から村上委員をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。はじめに「報告」でございます。この報告につきましては、議員専門部会における審議の経過報告であります。それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議会資料の4頁をお開きいただきたいと思います。第5回議員専門部会からの報告を申し上げます。すみません、座ってご報告させていただきます。

協議会資料でございますとおり第5回議員専門部会を平成21年5月18日に開催いたしております。1番の「審議の状況について」でございますけれども、付託を受けました項目のうち、協議第6号及び第11号の審議を行い、採決の結果、賛成多数で次のとおり承認をされております。「(1) 協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」でございます。従来5つ提案を申し上げておりました中から「城南町議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定による定数特例及び第9条第1項第2号の規定による在任特例は適用しない。」従来提案しておりました1番を選択されております。「(2) 協議第11号 合併市町村基本計画について」につきましては、原案のとおり承認をされております。

2番でございます。「議員専門部会で審議する項目の進捗状況」でございますけれども、全部で7項目付託をしておりました項目につきましては、全て協議が終了いたしております。以上でございます。

会長

ただいま事務局から説明のありました議員専門部会からの報告でございますけれども、何かご質問等はございますか？報告についてはよろしいでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは、無いようであれば「報告」につきましては終わらせていただきます。

それでは、「議案」に入らせていただきます。議案第10号「平成20年度熊本市・城南

町合併協議会歳入歳出決算報告」につきまして、ご審議をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

7頁をお願いいたします。議案第10号「平成20年度熊本市・城南町合併協議会歳入歳出決算報告及び監査報告について」でございます。「熊本市・城南町合併協議会財務規程第9条第1項の規定に基づき、監査委員の監査に付し、報告があったので承認を求める。」10頁をお願いいたします。ここに決算書を記載いたしております。歳入につきましては、予算現額が1千725万6千円となっておりますが、収入済額は熊本市と城南町からの負担金1千725万円及び預金利子5,754円の合計1千725万5千754円でございます。歳出につきましては、歳入と同じ予算現額に対し、支出済額797万774円及び翌年度繰越額123万9千円であり804万6千226円が不用額となっております。右の11頁をお願いいたします。「2歳出」の表をご覧いただきたいと存じます。主な項目をご説明申し上げます。1の会議費の報酬につきましては、当初5回を予定しておりました議員専門部会が3回の開催に止まったことなどによりまして、委員報酬の不用額が出ているところでございます。2の事業推進費の11の需用費及び12の役務費につきましては、協議会だよりの発行を当初3回見込んでおりましたが、実際は2回の発行となったためにそれぞれ不用額が出たところでございます。次に13の委託料でございますが、当初の計画では、新市基本計画の策定について業者委託を考えておりましたが、職員にて行いましたため安くなったものでございます。更に作成するにあたり協議の進捗状況におきまして、昨年度末までの策定が困難になったために123万9千円の繰り越しを行ったものでございます。次に12頁をお願いいたします。こちらに実質収支に関する調書を載せております。歳入総額1千725万5千754円。歳出総額、797万774円でございます。歳入歳出差引額、928万4千980円となりますが、翌年度繰越額が123万9,000円ありますので、実質収支額が804万5千980円となっております。以上でございます。

会長

ただいま事務局の方から説明がありましたが、それでは監査委員より監査報告をお願いしたいというふうに存じます。お願いいたします。

濱田監査委員

それでは、報告をさせていただきます。平成20年度熊本市・城南町合併協議会歳入、歳出決算監査につきましては、去る5月15日熊本市役所監査委員室にて城南町の大澤代表監査委員さんと共に実施いたしました。その結果についてご報告申し上げます。「熊本市・城南町合併協議会財務規程第9条第1項に基づき調製されました決算書及び関係書類等を照合、審査した結果、適正であることを認めます。平成21年5月22日熊本市代

表監査委員 濱田清水」以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは、ただいま説明、報告がありました議案第10号につきまして何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

ないようでございますので、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは、議案第10号につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、「協議」に入らせていただきますが、協議に入ります前に、前回の協議会におきまして、いくつかのご質問をいただいておりますので、まずはこのことにつきましての回答及び説明の方をさせていただきたいというふう存じます。それでは、お願いいたします。

事務局

それでは、参考資料をご覧いただきたいと存じます。参考資料の15頁でございます。「熊本市と飽託4町との合併について」という資料でございますが、前回の会議の中で旧飽託4町の人口等の増減についてお尋ねがあったことにつきまして、ここに掲載をいたしております。1番が「人口の推移」、2番が「事業所数の推移」、参考資料といたしまして「建設計画の実施状況」ということでここに載せております。

まず、人口の推移でございますが、旧北部町と旧飽田町が平成2年の国勢調査の時と比べまして平成17年度では増えておりますけれども、旧河内町、旧天明町では若干減っております。ただ、4町を合計いたしますと、7,238名の増加となっております、15.26%の増加率となっております。続きまして、2の事業所数の推移でございます。こちらの方は旧北部町が増えておりますものの、残りの3町につきましては、事業所数は減少しております。4町計で言いますと、マイナス6.61%というふうになっておりますが、旧熊本市の減少率17.07%と比較いたしますと緩やかなものとなっておりますのでございます。一番下の建設計画の実施状況でございますが、前回も少しお答えを申し上げたところでございます。すべての町で建設計画の実施率は上回っております。建設計画に対しまして、平成7年までの実施率で149%、平成12年までで264.9%となっております。恐れ入ります、次の頁をお願いいたします。16頁でございます。ここに

下水道関係の合併協議時における調整方針を載せております。「北部町以外の3町につきましては、整備計画が無かったために、新市において全体計画を策定のうえ、下水道事業を進めることとし、全体計画策定の各町域に係る経費等を建設計画として計上したものの。」実施状況というふうに載せております。平成7年までの4町合計で実施率が110%、平成12年までで194.9%となっているところでございます。なお、この資料には載っておりませんが、合併当時平成元年度の熊本市の下水道普及率は54.4%でございまして、市街化区域の6割程度しか整備が進んでいなかったという現状がございまして、また、効率的な下水道整備が求められていたことによりまして、市街化区域から順に拡大をする形で整備を行ってきたところでございます。計画では平成22年度を市街化区域の整備完了年次というふうにしておりましたが、これを平成21年度に前倒しをして完了させることとし、引き続き旧3町を含む市街化調整区域の整備に取りかかる予定というふうにしております。これから旧市内の未整備地域と城南町とを並行して整備を進めることになろうかというふうに考えおります。なお、17頁18頁につきましては、償却資産の課税について掲載をいたしておりますのでご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

会長

ただいま、回答及び説明がありましたことに対しまして、何かご質問等がありますでしょうか？無しということではございますが、前回ご質問等をいただいた方も特にご意見等はありませんでしょうか？

それでは、岩下委員さんどうぞ。

岩下委員

この内容を見させていただいて、大方理解は出来ますけれども、この中で特に建設計画の実施状況のところは、非常に金額的に投資していただいているのはよくわかるんですけども、具体的なこの中身、例えば北部町では大きな事業としてこういったことをやったとか、そういったことが分かればもっと良かったかなと思います。金額的に非常にたくさんやっただけからこれについては非常にいいかと思っておりますけれども、中身がわからないのがちょっとですね。例えばこういったもの住民の方に説明する場合に、金額だけ言ってもなかなかわかりづらいと。この中に具体的に例えば学校をきれいにしたとか、体育館を作ったとか、公民館を作ったとか、そういった具体的なものがあればもっと良かったかなというふうに感じます。ちょっとこれでは住民の方に説明が出来ないかなということではございます。

それと、この資料についても出来れば事前に配っていただくといいんですけども、いきなりこの場で見せられて質問をと言われてもなかなか質問がしづらい面はあるかと思っております。以上です。

会長

事務局から何かありますか？

事務局

今日には間に合いませんが、出来ましたら。これは全部建設計画ということで何と何と何をやるということは決まっております、それを着実にやってきたということでございますので、後日お届けさせていただきたいと思っております。ちなみに申し上げますと、北部町では主に上下水道を中心に行ったりとか、天明町では、水路及び農業基盤の整備というのがかなり中心に行われたと。飽田町でもそういうものと道路、それと庁舎の整備とかそういうものが行われた。それから、河内町でも道路でありますとか、それから学校あたりというような、それぞれの町が一番必要だというふうに思っておられるところを最初の協議で決めておまして、それを着実に進めていくという形でやっているというふうに聞いております。詳しくは後日ご報告させていただきます。

会長

よろしいでしょうか？

どうぞ、他に何かありましたお願いいたします。他ございませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

他無いようであれば、会次第にございますように前回提案をさせていただきました「合併の期日について」他15項目につきましてこれまで同様、前回詳しい説明はさせていただいておりますので、簡単な説明を行いましたのちに、承認についてお諮りをさせていただきたいというふうに考えております。

また、協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」、協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」、協議第15号「補助金・交付金等の取扱いについて」、協議第11号「合併市町村基本計画（案）について」は、他の協議結果を踏まえまして最後に承認の是非についてお諮りさせていただきたいというふうに存じますので、ご協力をお願い申し上げます。協議第13号、協議第14号、協議第15号、そして協議第11号以上4項目については最後ということで取り扱わせていただきます。

それでは、協議第2号「合併の期日について」につきまして、お願いいたします。それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局

資料の19頁でございます。協議第2号「合併の期日について（その2）」「合併の期日について承認を求める。」「合併の期日は、平成22年3月23日とする。」なお、この項目に関しましては、第4回議員専門部会で承認されております。以上でございます。

会長

それでは、協議第2号につきまして、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。よろしいでしょうか？

それでは、質問等無いようでありますので原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第2号「合併の期日について」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の21頁でございます。協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」「財産及び債務の取扱いについて承認を求める。」「城南町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、城南地域における都市基盤整備等に充てるものとする。」ということで、24頁25頁に財産に関する調書を掲載いたしております。以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第5号につきまして、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは、質問等無いようでありますので原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」につ

きましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の27頁でございます。協議第6号「議員の定数及び任期の取扱いについて」「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。」「城南町議会の議員の定数及び任期の取り扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定による定数特例及び第9条第1項第2号の規定による在任特例は適用しない。」この件に関しましては、先ほどご報告いたしましたとおり、第5回議員専門部会の中で承認をされております。前回提案しておりました5つの選択肢の中から1番ということで選択をされておりました。議員専門部会の中で承認をされているところでございます。28頁の上段の表にございますとおり、規定は適用しない場合は、合併時に失職という形になります。以上でございます。

会長

それでは、協議第6号につきまして、何かご意見、ご質問等があればお願いいたします。

(なし、との返答)

会長

無しということですが、よろしいでしょうか？それでは、ご意見、ご質問等無いようでありますので原案のとおり承認でよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

資料の31頁でございます。協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。」「農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。1、農

業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおり継続する。2、農業委員会の委員の任期については、現行のとおり継続する。」以上でございます。

会長

それでは協議第7号につきまして、何かご意見、ご質問等があればお願いいたします。特にありませんでしょうか？

それでは、無いようでありますれば原案のとおり承認ということによろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

35頁をお願いいたします。協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」「地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。」「城南町合併特例区の規約については、別紙（案）のとおりとする。」ということございまして、36頁37頁に載せております規約案につきましては、前回ご説明を申し上げたところでございますので、今回は別冊の参考資料の2頁をご覧いただきたいと存じます。ここに合併特例法第36条「合併特例区協議会の設置及び構成員」の項目を載せております。「合併特例区に、合併特例区協議会を置く。」第2項で「構成員は、区域内に住所を有するもので、議員の選挙権を有するものうちから合併市町村の長が選任する。」という項目。第3項では「区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮すること。」第4項では「構成員の任期は、二年以内とする。」第5項では構成員の失職について定めております。下の第38条に「合併特例区協議会の権限」について記載しておりまして、「合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、意見を述べることができる。」というふうに書いてございます。第2項のところでは、「合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。」というふうに定められております。次に1頁をお願いいたします。1頁の下の方の第9項のところでございますが、「合併市町村基本計画を変更しようとする場合でも合併市町村の長は、合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴か

なければならない。」というふうに謳ってございます。いずれも合併特例区協議会の重要性をここに掲げているものでございます。以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明のありました協議第8号につきまして、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか？

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

富合町が10月に合併しましてから数ヶ月経つわけですけれども、その期間における例えば区長さんとか、この協議会委員の方、こういう協議会の方たちの動きと言いますか、そのあたりはいかがでしょうか？その辺をご報告いただけますか？

会長

それでは、只今の質問には事務局の方からお願いいたします。

事務局

富合町の特例区協議会の区長さんは常勤でございまして、朝早くからずっと勤めておられるという状況でございます。区長さんのところに町民の方々が合併前と同じようにずっと訪れられて、いろいろな合併に伴う心配事であるとか、地域の事情とか、そういうふうな話を言っておられると、それを例えば総合支所、部屋は隣同士ですけれども、富合総合支所の方に伝えられて、総合支所の方からまたこちらの方にあがってくるとかそういうふうなやり取りがずっと行われているということでございまして、地域の声を反映するという役割を果たしておられます。同じく協議会の委員さん達も、会議は定例は月1回なんですけど、それ以外に部会に分かれまして様々なことを取り組んでおられる。例えばイベントの度にすべて参加をしていくとか、協議会だよりみたいなものを、これは実は富合町の時は「広報 富合町」というのがあったわけですが、当然熊本市と合併することによりまして、市政だよりのひとつになるわけです。ところが、協議会の方で協議会だよりということで、例えば運動会でありますとか、いろんな地域の出来事とかそういうものを協議会の委員さんたちが取材をし、協議会だよりを作り、皆さんへ配付をしているというような活動も行っておられるところがございます。それ以外にも水道事業の話でありますとか、いろんなことを地域の課題について、皆さんで協議をされているというようなことを行っておられるというふうに聞いております。あと、今後になってくるのでしょうかけれども、現在も取り組まれておりますコミュニティ部会というものがございまして、現在、富合町は嘱託員、区長さんの制度でございまして、これが特例区の間は5年間続くわけでございますが、将来的には熊本市の自治会制度というものに移行していくことになるわけです。そういうふうにスムーズに移行するためのコミュニティのあり方について協議会の中でも議

論していただくというような役割も持っていていただいているというようなこともございます。

会長

いかがでしょうか？

岩下委員

私は何故これを質問したかという、噂の段階なんですけれども、区長さんあるいは協議会の委員さん、月に1回の会議しかしていないのに高給を取ってとかそういう話が結構ちまたにはあるんです。仕事をされているのであればそういう仕事の内容についてもある程度告知をしていくような、住民の皆さんに知らせるというようにしておかないといけなかなと思ってちょっとお尋ねしたんです。ですから、そういう噂が広がりますと非常に悪い影響が出ますので、されていることはされていること、きっちり住民の方々に伝えるということが大事ではないかということでご質問をした次第でございます。以上です。

会長

どうもありがとうございました。

他に何かご質問等ございませんでしょうか？協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて」につきましては、他ございませんでしょうか？

それでは、他ご質問等無いようでございますので、協議第8号につきましては、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第12号「一部事務組合等の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の45頁でございます。協議第12号「一部事務組合等の取扱いについて」「一部事務組合等の取扱いについて承認を求める。」「1 宇城広域連合における城南町域にかかる事務の取扱いについては、合併の日から平成26年3月31日までの間、熊本市として加入する。その間、処理する事務は、「ふるさと市町村圏計画に関すること」「消防に関すること」「し尿処理に関すること」「ごみ処理に関すること」「火葬場に関すること」とする。」以上でございます。

会長

事務局からの説明は終わりました。協議第12号につきまして、何かご意見、ご質問等があればお願いいたします。

大寫委員さん、どうぞ。

大寫委員

「消防に関すること」についてちょっとお尋ねしたいと思います。「平成26年3月31日」という期日が出ておりますけれども、現在、城南町から宇城消防に勤めている職員の処遇と申しますか、任意協議会の席でも一度お尋ねしたことがありますけれども、現在は城南町から負担金を出しているわけですけれども、これが熊本市の消防になれば城南町から勤めている職員はそのまま残るのか、熊本市に異動できるのか。そうでないと城南町から勤めている職員は少し肩身の狭い思いをするのではないかとということで按じておりますので、その点一言お尋ねしたいと思います。

会長

それでは、只今の大寫委員さんからのお尋ねについては、事務局から答えますか？

事務局

はい。事務局の方から答えさせていただきます。平成26年3月31日に宇城広域連合から離脱する際には、当然職員の方の処分についても広域連合と協議する事になると思っておりますけれども、県内で申しますと、山都町さんが阿蘇消防から上益城消防に人間ごと異動されておりますので、大寫委員さんがおっしゃったように当然今後の協議次第ではございますけれども、熊本市の消防職員としてお引き取りするような協議を進めていかなければならないというふうに考えております。

会長

いかがでしょうか？

大寫委員

はい、わかりました。

会長

ありがとうございます。

他に何かご意見、ご質問等ありますでしょうか？

(なし、との返答)

会長

ありませんということですが、よろしいでしょうか？それでは、他にご意見等無いよう
でありますので、協議第12号につきましても原案のとおり承認ということによろしいで
しょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第12号「一部事務組合等の取扱いについて」
につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第16号「総務関係事業について（その2）」につきまして事務局から
説明をお願いします。

事務局

少し飛びまして67頁でございます。協議第16号「総務関係事業について（その2）」
「総務関係事業について承認を求める。」「1 城南町域にかかる常備消防に関する事務
については、合併の日から平成26年3月31日までの間、宇城広域連合に加入する。宇
城広域連合脱退後、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。」「2 入札事務（工事関
係）については、5年間は現行制度を継続する。ただし、指名参加願い及び資格審査（工
事関係）については、熊本市の例に統一する。」以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第16号につきまして、何かご意見、ご質問があればお
願いをいたします。特にありませんでしょうか？よろしいでしょうか？

それでは、特に無いようでございますので、協議第16号につきましても、原案のとおり
承認ということによろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第16号「総務関係事業について（その2）」に
つきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第18号「市民生活関係事業について（その3）」につきまして事務局
からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の73頁でございます。協議第18号「市民生活関係事業について（その2）」「市

民生活関係事業について承認を求める。」「1 防犯協会については、熊本市の例に統一する。ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。」「2 防犯灯設置補助金については、熊本市の例に統一する。」「3 勤務時間外の対応については、熊本市の例に統一する。ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所（仮称）でも受付を行う。」以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第18号につきまして、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。特にありませんでしょうか？

それでは、無いようでありますれば協議第18号につきましても原案のとおり承認ということでもよろしいでしょうか？

（はい、との返答）

会長

ありがとうございます。それでは、協議第18号「市民生活関係事業について（その3）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第19号「健康福祉関係事業について（その2）」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

資料の79頁でございます。協議第19号「健康福祉関係事業について（その2）」「健康福祉関係事業について承認を求める。」「1 地域包括支援センターについては、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。」「2 老人クラブ補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、新市において協議・検討する。」以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第19号につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか？特にありませんでしょうか？

それでは、協議第19号につきましても原案のとおり承認ということでもよろしいでしょうか？

（はい、との返答）

会長

ありがとうございます。それでは、協議第19号につきましても原案のとおり承認とさ

させていただきます。

続きまして、協議第20号「子ども未来関係事業について（その3）」につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局

資料の87頁でございます。協議第20号「子ども未来関係事業について（その3）」「子ども未来関係事業について承認を求める。」ここでは、今回修正提案を行っております。前回は線を引いております「延長保育（幼稚園での預かり保育）については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、利用状況等を踏まえ新市において協議・検討する。」というふうにいたしておりましたが、今回は「延長保育（幼稚園での預かり保育）については、当分の間現行のとおり継続する。」というふうに修正提案をさせていただきます。これにつきましては、城南町立隈庄幼稚園においてこれまで取り組んでこられました預かり保育につきまして、これまで行われてきた経緯、保護者のニーズ等を踏まえまして引き続き継続をさせていただきたいと考え、今回このように修正提案を行ったものでございます。なお、2の「幼稚園給食については当分の間、現行のとおり継続する。」は同じでございます。以上でございます。

会長

ただいま修正提案ということで説明のありました協議第20号につきまして、何かご意見、ご質問等がありますでしょうか？よろしいでしょうか？

それでは、無いようでありますので協議第20号につきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか？

（はい、との返答）

会長

ありがとうございます。それでは、協議第20号「子ども未来関係事業について（その3）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第21号「環境保全関係事業について（その2）」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

資料の93頁でございます。協議第21号「環境保全関係事業について（その2）」「環境保全関係事業について承認を求める。」「1 次の事業については、熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行どおりとし、その後は熊本市の例に統一する。」としております。以下、下線部分については、今回修正提案を行っている部分でございます。「ただし、城南地域の分別ごみ収集については、コンテナ収集の方法を存続する。」という項

目を追加いたしております。なお、この件に関しましては、前回の協議会でご意見も出ておりますので、引き続き担当課の方からご説明申し上げます。

会長

それでは、お願いいたします。

事務局（熊本市 廃棄物計画課）

熊本市の廃棄物計画課でございます。前回の協議会におきまして、城南地域の分別収集におきますコンテナ方式を残してはどうかという岩下委員さん、戸内委員さんからのご提案がありましたことにつきまして、城南町さん等々と協議検討いたしまして、ただいま事務局から説明がありましたように調整方針の但書きにありますように城南地域の分別ごみ収集については、コンテナ収集の方法を存続することとし、追記させていただいたところでございます。

合わせて前回の協議会におきまして、熊本市のごみ分別の現状及び今後の方針等につきまして報告をというお話がございましたので、合わせて説明をさせていただきたいというふうに思います。別冊の参考資料の13頁をお願いしたいと思います。まず、熊本市の現状でございますけれども、家庭から排出される段階におきましては、燃やすごみ、埋め立てごみ、資源物等を含めましたごみ全体で14分別として収集しておりますけれども、中間処理施設での最終分別後は18分別となっているわけでございます。これは家庭から排出される段階において④のビン、カンを一まとめとして出されたものを右の表で示しておりますように中間処理施設で④から⑧まで5品目に分別しているためでございます。この点が城南町さんがコンテナ方式で最初の段階から分別されているところと大きく違うところでございます。

それとあと一点、家庭から排出される段階で違っておりますのが、城南町さんで粗大ごみとして出されているケースと熊本市が大型ごみとして取り扱っているケースでございます。熊本市の場合ですと45リットルの袋に収納できないものを大型ごみとして取り扱っております。有料のシール、これは大きさによって500円、900円となりますけれども、このシールを貼っていただきまして個別収集するという方式ですけれども、城南町さんでは粗大ゴミを100円のシールを貼っていただいて、ステーションに出されたものを収集されておられるという状況でございます。この城南町さんがされている制度を熊本市の制度とした場合、粗大ゴミとして出されているもののうち、例えばCDラジカセ等の小型家電製品やヘルメット類、こういうものは45リットルの袋に収納できますので燃やすごみですとか埋め立てごみの日に排出可能になりまして、無料扱いというふうになります。また、城南町さんで粗大ごみとして排出出来ないもの、例えばベットですとかマットレス、こういった大型ごみにつきましては、熊本市では大型ごみとして個別収集できますが、城南町さんでは排出者が処分所まで運び処理手数料を払い処分することとなり、自ら排出が困難な高齢者の方ですとか、排出用の自動車をお持ちでない方にとってはメリット

が多きものではないかなというふうに考えているところでございます。次に表の一番右側になりますけれども、今年10月1日からごみの有料化を実施させていただきますけれども、その有料化実施後のところでございます。今後の方針となりますけれども、熊本市では有料化の財源を活用しまして、新たに資源物のリサイクル仕組みを構築することとしておりまして、現行の18分別に加えまして5品目を加え23分別とすることとしております。この5品目の内訳は20から23番に示しております蛍光管、樹木、廃食用油、乾燥生ごみでありまして今年10月から拠点回収の方式として取り組むこととしております。それとあと一つ、⑰になりますけれども容器包装プラスチック、これは来年の10月から取り組むこととしているところでございます。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

会長

それでは、ただいま説明のありました協議第21号、修正提案ということでもございますし、また担当課の方から説明もございましたが、何かご意見、ご質問等あればいただきますが、いかがでしょうか？

(なし、との返答)

会長

ありませんとのことですが、よろしいでしょうか？

それでは、無いようでありますので協議第21号につきましても原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第21号「環境保全関係事業について(その2)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第22号「経済振興関係事業について(その2)」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の99頁でございます。協議第22号「経済振興関係事業について(その2)」 「経済振興関係事業について承認を求める。」 「1 土地改良区運営費補助金については、5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。」 「2 農業集落排水使用料については、合併時に熊本市の公共下水道の使用料に統一する。」 「3 農業集落排水受益者分担金については、熊本市の公共

下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。」「4 商工会補助金については、5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。」以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第22号につきまして、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか？ ございませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは、無いようでありますれば協議第22号につきましても原案のとおり承認ということではよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第22号「経済振興関係事業について(その2)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

それでは続きまして、戻りますが、協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の49頁でございます。協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」「使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。」「住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。」ということで、52頁53頁に一覧表を掲載しております。これまでお諮りいたしましたものの再掲でございます、全部で38項目につきまして協議会や幹事会で承認済みでございます。以上でございます。

会長

それでは、協議第13号につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか？ 特にありませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは、無いようでありますれば協議第13号につきましても原案のとおり承認ということでもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の55頁でございます。協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」「公共的団体等の取扱いについて承認を求める。」「新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。」ということで、58頁に公共的団体等の一覧を掲載をいたしております。こちらも再掲でございます。21項目のうち12番の「社会福祉協議会」の別途協議という以外はすべて協議会、幹事会で承認済みでございます。以上でございます。

会長

ただいま説明がありました協議第14号につきまして、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは、無いようでありますれば原案のとおり承認ということでもよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第15号「補助金・交付金等の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の59頁でございます。協議第15号「補助金・交付金等の取扱いについて」「補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。」「両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、城南町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。」ということで、62頁から66頁に一覧表を掲載いたしております。こちらは全部で117項目すべてにおいて協議会や幹事会で承認済みとなっております。以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第15号、すでに協議会、幹事会で承認済みのものということでございますけれども、改めてご覧いただきまして何かご意見、ご質問等があればお願いいたします。特にありませんでしょうか？

(なし、との返答)

会長

それでは、ご質問等無いようでありますので協議第15号につきましても原案のとおり承認でよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第15号「補助金・交付金等の取扱いについて」につきましても原案のとおり承認をさせていただきます。

続きまして、協議第11号「合併市町村基本計画について」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の43頁でございます。協議第11号「合併市町村基本計画について」「合併市町村基本計画について承認を求める。」「合併市町村基本計画については、別添のとおりとする。」ということで、別冊で基本計画案を添付いたしております。この件に関しましては、議員専門部会において承認を得ているところでございます。また、主な項目につきましては、前回の協議会でご説明申し上げたところでもございます。今回若干修正がっておりますので、まずは修正部分についてご説明をいたしたいというふうに考えております。

参考資料の5頁をお願いいたします。ここに「熊本市・城南町新市基本計画 新旧対照表」ということで載せております。1番左側にナンバーがふってございますが、3番のと

ころですけれども、ここの部分につきまして、前回、委員さんからこの基本計画を提案していく中で救急医療体制の確保をというご意見が出ましたことから、この項目を追加しております。「1,000を超える医療施設や、全国平均を上回る医療従事者数といった恵まれた医療資源を活用し、救急医療体制の確保に努めるなど、医療・福祉・保健の充実したまちづくりを進めます。」という項目を追加いたしております。2番と1番はその関連した文言で追加をいたしております。続きまして、4番につきましては、浄化槽法の中で「浄化槽とは合併浄化槽のことである」という定義がなされていることから、文言の修正を行ったものでございます。次の5番と6番と8番、こちらは熊本市の第6次総合計画の基本構想の分野別取組みの文言に合わせて修正をさせていただいたところでございます。7番につきましては、「雨水貯留施設整備事業」と申しますとハード事業と間違えやすいというご意見がございましたので、その前に「家庭用」という文言を追加させていただいております。続きまして、9番でございますが、普通会計ベースで推計した約101億円の他に上下水道整備事業を合計したものを示すために、この欄外に記載をしたものでございます。「新市計画重点事業は上記のほか、企業会計分として、汚水処理施設整備事業（公共下水道等）に約50億円、上水道整備事業に約60億円を計画しており、これを合計すると投資的経費は約211億円となります。」という文言を追加させていただいております。ナンバー10につきましては、学校教育法が改正されまして「盲・聾・養護学校」につきましては、「特別支援学校」というふうになっておりますので、修正を行ったところでございます。11番につきましては、救護施設の項目を追加いたしております。また、12番と13番は文言の修正を行ったところでございます。

続きまして、7頁をお開きいただきたいと存じます。前回、主要事業の概要を詳しく紹介してもらいたいとのご意見からこの部分について作成を行ったものでございます。ソフト事業を中心にご紹介申し上げたいというふうに思います。まず、2番のところでございますが、「地域コミュニティセンター建設事業」と「運営事業」のところでございます。まちづくりや地域保健福祉、ボランティア活動、健康増進、生涯活動など住民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設を小学校校区ごとに整備をいたしております。この整備された施設を、自治会をはじめとした各種団体等で組織された運営委員会が管理運営を行っております。次の●でございますが、「町内自治会活動支援事業」でございます。「町内自治振興補助」といたしまして、均等割で6万円～7.5万円、世帯割で600円というふうになっております。「校区自治協議会の設立推進」につきましては、校区内の地域団体連携を図る組織の設立の運営補助といたしまして、上限20万円を補助いたしております。「地域コミュニティづくり支援補助金」でございます。校区自治協議会が主体的に地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組む事業費の1/2を補助しております。上限が30万円となっております。次の「まちづくり活動支援事業」でございますが、各総合支所、市民センターなどにまちづくり交流室を設置し、まちづくり担当として任命している職員が地域に出向き、会議、行事へ参加するとともに、行政の支援事業を提供いたしております。続きまして、「芸術文化出張講座事業」でございます。音楽、

舞踊、演劇などの優れた舞台芸術を、小・中学校、市民センターなど地域へ直接出向き提供をいたしております。続きまして、8頁をご覧くださいと存じます。2番目の●でございます。「生きがい活動推進事業」でございます。生きがい作業所や老人福祉センターで、陶芸、園芸、手芸などの講座を開催。また、市内6か所に農園を貸与いたしております。続きまして、下の方でございますが、「病児・病後児保育事業」でございます。小学3年生までの児童で病気や病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内に、一時的に施設で保育を行うものでございまして、利用料が1日2千円となっております。9頁に移ります。「少人数学級事業」でございます。子どもたちの確かな学力や豊かな人間性などを育む学校教育を推進するため、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を行えるよう、少人数学級(35人)を小学3・4年生と中学1年生に導入いたしているものでございます。下の方にまいります。「家庭用雨水貯留施設整備事業」でございます。下水道の整備によって不用になった浄化槽を雨水貯留槽に転用する方、また、住宅の屋根に降った雨水を貯留するタンクを設置する方に費用の一部を助成いたしております。助成額は雨水貯留槽が工事費の2/3以内、上限が7万円。雨水貯留タンク、工事費の2/3以内、対象：200ℓ以上で上限3.5万円となっております。続きまして、「漱石の森づくり事業」でございます。緑豊かな森の都を再生するため市民、事業者、行政が一体となり民有地の緑化を推進しております。「家庭の森づくり」といたしまして、3m以上の樹木を植栽する者に1/2を助成いたしております。上限は2万円でございます。②でございます。「事業所の森づくり」といたしまして、事業所のオープンスペース等に樹木や生垣を植栽する者に1/2を助成いたしまして、(1)から(3)の上限を設けております。③の「緑の街並みづくり」でございます。道路沿いに生垣を植栽する者に1/2を助成いたしております。④の「記念樹配布」でございます。誕生・結婚・新築・銀婚式の記念として苗木を配布いたしております。続きまして、10頁でございます。「太陽熱温水器設置補助事業」でございます。環境負荷の少ない太陽熱温水器の設置費の1/4を助成いたしまして、上限が5万円となっております。7番にまいります。「企業立地促進事業」でございます。市内に事業所を新設、増設、移設する企業に対して助成を行っております。これは熊本市が助成金を出してございまして、上限が20億円となっております。続きまして、「農業金融支援事業」でございます。農業者の経営の近代化や改善のために農業用機械や施設を導入する際に必要な資金の借入が円滑にできるよう、農業協同組合等の金融機関を通じて資金の貸付を行ってございまして、平成21年度の予算は2億円となっております。続きまして、「中小企業振興助成事業」でございます。中小企業の経営基盤の強化や中小企業の高度化に関する事業に対し助成を行っております。続きまして、「地域農業活性化支援事業」でございます。地域農業の活性化を推進するため、集落や農区などの一定のゾーンで、安全な農産物の提供や、生産者と消費者との交流事業に取り組む「地産地消の拠点」を「農とびあ」として指定し、その活動を支援いたしております。

最後に、この資料の1頁をご覧くださいと思います。ここに合併特例法の第6条を載せております。まず、ここには掲載いたしておりませんが、地方自治法の第252条の

2、第5項に「普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を策定した時は、関係普通地方公共団体は当該計画に基づいてその事務を処理するようにならなければならない。」というふうに規定がしてございます。ここの1頁にございますとおり、計画を変更する場合は、第7項、第8項に記載のとおり議会の議決や県知事との協議が必要となってまいります。要するに、新市基本計画に位置付けられた事項につきましては、合併する自治体のそれぞれの議会で合併を決定するための重要な判断材料でございまして、これを前提にして合併が決定されることとなりますので、最大限尊重されなければならないものであるというふうに考えております。以上でございます。

会長

それでは、事務局から説明がありました協議第11号「合併市町村基本計画（案）」につきまして、何かご意見、ご質問あれば伺ってまいります。いかがでございましょうか？

松岡委員さん、お願いいたします。

松岡委員

この新市基本計画（案）の31頁に新市財政計画の概要が出ております。城南地域における投資的経費総額、これが約101億円。それにプラスされていくのが公共下水道50億円、それから上水道に関連するのが60億円。トータルの211億円の予算計上がなされていると思います。これについて、城南町でもこの計画が10年間で本当に実施されるのかという住民の不安の声も聞いております。ですから、本日をもって本協議会も終わるわけですが、この後城南町では住民説明会をやったり、6月28日には住民投票が待っております。従いまして、城南町の住民の方々の不安を取り除くためにも非常に大事な部分だろうと思います。ですからその点について、本当に10年間で実施するのかどうか、もう一度ここで明確なご回答をいただきたいと思っております。以上です。

会長

それでは、事務局からお願いいたします。

事務局

先ほど飽託4町との合併建設計画、これをご説明いたしましたけれども、この合併建設計画は5年間でございます。5年間で264億円の計画に対しまして本市は393億円の投資をやってきたという実績がございまして、また、先ほどは触れておりませんが、この中には上水道事業18億円の計画もございまして、これも計画を上回る20億円の決算、実施率に直しますと112%の実施を行いまして建設計画に計上した以上の投資をしてきたところでございます。過去の実績ではございまして、熊本市は飽託4町の合併で建設計画に記載した事業に最大限の努力をいたしまして、実施をしまいったところでございます。このようなことから城南町との合併に対しましても、城南町との間で策定

いたしました新市基本計画について、合併協議において協議してきたとおりに着実に実施していく所存であるということは申し上げられると思います。以上でございます。

会長

いかがでございましょうか？よろしいでしょうか？

最大限尊重して努力して取り組んでいくということでございます。

では、八幡副会長さんの方にマイクをお願いします。

八幡副会長

松岡委員さん、上水道につきましては、実は15年ということで町内事情がありまして、上水道事業については15年ということになっておりますので、あとの分についてはということで。そういうことでご理解いただきたいと思います。

会長

事務局からどうぞ。

事務局

すみません、町長のお言葉に付け加えるようでございますが、15年で上水道ということではございますけれども、ここのあげております60億円というのはあくまでも10年の事業費ということでございます。10年で60億円分はちゃんとさせていただくということでございます。

会長

他に何かご質問あれば。

松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

すみません、もう一つお願いします。今日配布された参考資料の9頁の先ほどの説明の中のソフト事業、「豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興」のところなんですけれども、「少人数学級事業」というのが出ております。私も学校の教師の経験もございしますが、今の子どもたち、非常に心が病んでいる子が非常に増えていると思います。これは全国的な傾向だと思います。城南町でももちろんそうですけれども、特別支援事業ももちろん展開してございますが、特に熊本市がやっておられます少人数学級、35人制です。これが小学校では3、4年、中学校では1年生に導入すると。これも例えば1クラス増えても相当の人員費、その他がかかるというのは知っています。ただ、現在の教育事情からしますとどうしても35人、少人数学級というのは指導される先生方が子ども一人ひとりに目を向けて子どもたち一人一人に指導が徹底されるといいですか、やっぱり40人

ではなくて35人、ひいては30人というふうに理想的なことに繋がっていくと思います
が、今後お金がかかるということはわかります。ですから、今後の状況と言いますか、市
の財政も考えなければいけません、出来ればこの学年を広げて行ってほしいということ。
書いていただくのは大変だろうと思いますけれども、出来たら是非。僕の気持ちとしては、
子どもたちの将来のことを考えて子どもを育てるとなるとやっぱり学年を広げてほしいと。
前回もいろんな資料を出してもらって非常にありがたいのは、「まちづくり、国づくり、
それは人づくりだ」とこの前言明されていきましたね。僕は素晴らしい文言だというふうに
受け止めております。ですから、私たちはまちづくりをするための合併だろうというふう
に考えております。まちづくり、それは人づくりではないかなというふうに考えておりま
すので、できればその点ご配慮いただければなど。今日即答は難しいかと思いますが、よ
ろしくお願いします。以上です。

会長

人づくりの観点で少人数学級についてご質問というか、ご要望があったところなんです
が、これまでの実績等について教育委員会はきておりますか？これまでの取り組みを中心
にちょっと話をさせていただければと思うんですが。

事務局（熊本市 教育委員会 総務企画課）

熊本市、教育委員会の総務企画課でございますけれども、お尋ねの少人数学級につつま
しては、小学校1年生につつましては県の方からの予算で導入しているところございま
すけれども、小学校3、4年生を35人学級として進めてまいりまして、昨年そういう実
績を踏まえまして中学校1年生の導入が決定しまして本年4月から中学校1年生の少人数
学級というのを進めておりますが、また小学校の5、6年生や中学校2、3年生の事業に
つつましても、これまでも県の方からの加配の先生による少人数指導学級というものもか
なり進めております。その中で、今日はちょっと数字を持ってきておりませんが、
小学校の5、6年生、中学校2、3年生の教科別の例えば数学であるとか、理科である
とか、子どもによって差が出るような授業につつましては、学校の工夫によりまして、解
る授業の推進ということで理解度に応じた授業の推進であるとか、そういったものを学校
の工夫によりまして先生方が職員室にいないような、授業中は全部の先生が授業にあ
たるような、そういった取り組みをこれまでも進めておりますし、今後も中学校1年生
の35人学級の成果も踏まえまして、またそういう少人数指導につつましてもたくさん
の教科で実施できるようにまずは進めてきたいというふうに今は考えているところで
ございます。

会長

私の方から少し付けくわえさせていただきます。先ほどお話もありましたように、また
松岡委員さんが常々おっしゃっておられますように、まちづくりの基本は人づくりだとい

うような想い、私自身も持ち、これまでも運営にあたってきたところでございます。その一環として少人数学級にも教育委員会の方で取り組んでいただいたというところでございます。今、ご要望としてさらに拡大と、なかなか簡単に進められるものでもありませんけれども、ただいま教育委員会から回答がありましたように、この中学校へ導入ということも踏まえて検証をしながらというようなことになろうかというふうに思っております。それと、教員の確保というのはなかなか難しい現実もあるわけでありまして、仮に政令指定都市に移行するということになりますと、採用等につきましても独自でやれるというふうなことを考えます時には、よりこういうこともやり易くなるということは間違いないだろうというふうに思っているところでございます。付け加えさせていただきます。

他に何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

先ほどの松岡委員の質問に追い打ちをかけるような形になるんですけども、この前も協議会の中で建設計画の中で本当に実現できるのだろうかというご心配を申し上げました。そういった中で、この100億の中にはスポーツセンターなんかの費用も含めた約30億、1/3の費用が計上されていますね。そのハード事業が特に現実的にできるのかどうかというそのあたりを本当に心配しているんです。先ほど飽託4町の話も聞きましたけれども、その中で出てきたのは上水道とか道路とかの話は出てきましたけれども、ハードの話はたまたま先ほどは出ていなかったですね。そういう意味で道路整備はもちろん大事、上下水道ももちろん大事ではありますけれども、こういったハード事業、どちらかと言えば夢がある分野なんですけれども、こういったものが実現されることも非常に大事なものですから、是非こちらの方についても実現ができるように重ねてお願いを申し上げます。以上です。

会長

付け加えありますか？事務局、どうぞ。

事務局

先ほどハードの中では芳野中学校を言わせていただきました。それから飽田の総合支所が20億ぐらいかかっておりますけれども、これも建設しているというようなこともございます。これは本当は合併計画とは関係なかったんですけども、あちらの方にはアクアドームなんかも出来ているというようなこともございます。均衡あるハードの配置というようなことも行っているということでございますが、約束の中では今申し上げたようなものが実現しているということでございまして、ハードはなかなか出来にくいというようなことではございませんので、これはお約束として書いております以上は必ずやらせていただくというようなことになると。

会長

改めてではございますけれども、この計画に基づいた財政計画も付けさせていただいておりますし、そしてそのことは今並行的に協議を進めさせていただいております植木町さんとも合併をしたということになりましても十分やっていけるだけのものを盛り込ませていただいておりますので、そこを着実にできるというふうなことは私の方からもお話をさせていただけることができるのではないかとこのように思っております。

どうぞ他に何かございましたらお願いいたします。他に何かありますでしょうか？

それでは、他ご質問が無いようでありますれば協議第11号につきましても原案のとおり承認でよろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第11号「合併市町村基本計画（案）について」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

この案をもちまして、今後、熊本県との協議に入ってまいりたいと思います。

以上を持ちまして本日提案分の協議につきましては終了いたしました。

それでは最後に、次第5「その他」となっておりますけれども、委員の皆様から何かございませんでしょうか？

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

前回の協議会の時に区役所の設置について、私の個人的な見解ということで申し上げましたけれども、先般、城南町におきまして合併検討委員会を開催いたしまして、その席で今日こちらにおみえのある委員さんから私が提案したことについて、各委員さんにお話ありがとうございました。そこで私の方からもそのお話をさせていただきまして、皆さんにお諮りしましたら全員拍手ということで非常に支持をしていただいたということでございます。そういったことで、この前私がお話しましたように、この区役所については、富合と城南を一つの地域として是非設置をしていただきたいということでございます。全国の状況を見ますと、人口的には15万とか言われております。ところが堺市では3万9千人で区役所が設置されているという所があります。それから面積についても、全国平均よりも広いということでございまして、いろんな状況からいって是非この件に関しましては、なんとか実現をしていただきたいと思っております。しかしながら、この協議会の場でももちろん要望という形でさせていただきますけれども、これは区割審議会というのが合併後に設置されて、そこで検討されるわけですからこの場で要望はしても結論は出ないんですよね。ですから、この場で結論を求めようとはもちろん思っておりませんが、そういった諸々

の状況から何とかそういう形でしていただければありがたいと。皆さんも非常に喜んでおられましたので、今までの協議の中でこれが出ていれば良かったんですけども、ちょっとその中で遅ればせながらということでございますので、若干無理なお願いになるかもしれませんが、おそらく城南町の住民の方もこれに関してはほとんどの方が賛成いただけることではないかと思っておりますので、出来ればそういう形でご尽力いただければと思っております。これはお願いでございますので、是非よろしくご検討のほどお願いいたします。以上です。

会長

ただいま区割り、あるいは区役所につきましてのお願いということで岩下委員さんの方からございました。前は個人的な意見でということでもございましたけれども、今回は城南町側の意見というふうなことで再度発言をいただいたところでございます。政令指定都市移行時の行政区の区割りについてでございますけれども、その区割りにつきましては、先ほども少し触れましたけれども、例えば河川などの明瞭な地形ですとか、あるいは地物に沿って設定することが望ましいと他都市でもされているところでございます。他にも人口規模でありますとか、あるいは小中学校の通学区域なども行政区の区割りを検討する際に留意する基準となっております。様々な基準を総合的に勘案して最終的な区割りが決定されるということになるわけですが、これも先ほどお話がございましたように、最終的に第3者機関でございます行政区画等審議会、これを設置をすることになりまして、この中におきまして審議会の中で行政区の区割りについては検討をし、答申をいただくというような流れで区割り案を決定してまいりますことから、審議会を設置いたしました際にはただいま城南町からということでも出されましたこの要望につきまして、確実に審議会の中で報告をさせていただきたいというふうに考えておりますし、その要望を受けて審議していただくようお願いをしております。よろしいでしょうか？

その他、他ございますでしょうか？

それでは無いようでありますので、事務局からは何か報告や連絡事項はございますでしょうか？

事務局

特にありません。

会長

それでは、他に無いようでございますので、以上をもちまして、本日の議事につきましてはすべて終了とさせていただきます。

委員の皆様には、改めてではございますけれども、冒頭のご挨拶でもさせていただきましたように、10月から合併協議会設置させていただきましてから7回ということ、協議会の時間だけではなく、その間におきましても様々な形でご指導、ご助言をいただきまし

たことに対しまして改めましてこの場をお借りし、心から御礼を申し上げます。大変お世話になりました。本当にありがとうございました。26協議項目128の事業につきまして調整方針が整いましたこと、それから合併市町村基本計画策定をさせていただきましたこと、大変ありがたく思っております。今回のこの結論というものを是非とも多くの住民の皆様方にご理解をいただきまして、この合併が成就できますようにこれからが大事だというふうに思っておりますので、私共も全力で取り組んでまいり所存でございますので、委員の皆様方のご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げまして、最後になりますので挨拶も含めて私の方からの挨拶にかえさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を、当協議会副会長の八幡城南町長にお願いしたいと思います。

副会長

閉会のご挨拶申し上げます。本協議会は両市町の議会のご理解とご協力により昨年10月2日に設置し、10月31日の第1回をかわきりに本日の第7回の協議を持って一応の区切りを迎えることとなりました。この間、700あまりの事務事業につきまして事務方による作業部会での協議、あるいは幹事会での協議を経て最終的に本日の協議会で承認されました項目を含めてすべての項目について協議が終了いたしました。一方、これに合わせまして、両市町の議会議員で構成されます議員専門部会に設置をお願いし、一部の項目について付託し、審議のうえ本協議会へご報告をいただいております。本協議会の委員の皆様はもとより議員専門部会の皆様、更には事務局と事務方の職員の皆様、大変ご苦労さまでした。また県よりそれぞれ地元関係機関として参画いただきました委員の方にも大変お世話になりまして厚く御礼を申し上げます。この協議会の内容を公平、公正に報道していただきました報道機関関係者の皆様のご協力に対しまして深く感謝申し上げます。城南町が大都市である熊本市と合併するという事は、ややもすると飲みこまれてしまつて町が無くなるというような住民感情や心情的な不安を持ちがちであり、このこと自体は合併内容の本質とは違うものでありますが、協議当初からそうした面においても市側の配慮をお願いしてまいりました。さらには合併の実現への影響も憂慮し、市側にはご無理を申し上げた点多々ありましたが、十分ご理解いただきまして、ご配慮賜りましたこと大変ありがたく存じております。この合併の全ての基本は、改めて申し上げるまでもありませんが、両市町の信頼関係の構築が最大の要件でありました。その点につきましても本日まで7回の協議を重ねる中で、十二分に達成できたのではないかと考えております。城南町が熊本市と比べて整備が遅れております上下水道を始め、町の基本構想に位置付けながらも厳しい財政事情によりまして未だ実現されていない図書館や児童館、物産館といった施設と、中学校プールの改修や地域の発展に大きく影響するスマートインターの設置

等について、総額211億円にもものぼる計画を新市基本計画における重要施策として位置付け、この実現を約束していただきましたことは大変ありがたく、合併しました暁には住みよいまちづくり、活気溢れるまちづくりが飛躍的に進むものと大きな期待をいたしております。今後は、これまで合併協議の内容をしっかりと住民の皆様にお伝えし、ご理解をいただきまして賢明なご判断をいただき、合併実現に至りますよう祈念いたすところでございます。改めまして、委員の皆様を始め、すべての関係各位の本日までのご労苦に対し感謝を申し上げまして第7回熊本市・城南町合併協議会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

司会

それでは、これをもちまして、第7回熊本市・城南町合併協議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

午後4時40分 終了

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年 6月 17日

署名委員 村田政時

署名委員 村上征吾